

# 7年度 町税の納付期限

5月上旬に「軽自動車税」と「固定資産税」の納付通知書を発送します

tax information and news

税のお知らせ

**税金**は医療や福祉、教育の充実、道路整備など、わたしたちの暮らしを支え豊かにする町の大切な財源です。本年度の町税の納付期限は次のとおりです。期限までに忘れず納付してください。

【軽自動車税】	【固定資産税】	【町県民税】	【国民健康保険税】
全期 ▶ 6月2日(月)	1期 ▶ 6月2日(月)	1期 ▶ 6月30日(月)	1期 ▶ 7月31日(木) 5期 ▶ 12月1日(月)
	2期 ▶ 7月31日(木)	2期 ▶ 9月1日(月)	2期 ▶ 9月1日(月) 6期 ▶ 12月25日(木)
	3期 ▶ 9月30日(火)	3期 ▶ 10月31日(金)	3期 ▶ 9月30日(火) 7期 ▶ 2月2日(月)
	4期 ▶ 12月25日(木)	4期 ▶ 2月2日(月)	4期 ▶ 10月31日(金) 8期 ▶ 3月2日(月)

※納付書は6月上旬発送 ※納付書は7月上旬発送

スマートフォンアプリ「PayPay」にて各種税金の納付ができるようになりました。納付方法などは公式サイトをご確認ください。



- 次の納付書はPayPayアプリで納付することができません
- ・ コンビニ使用期限を過ぎた納付書
- ・ 金額が訂正された納付書
- ・ コンビニ納付用のバーコード情報が印字されていない納付書
- ・ 破損や汚損などでバーコード情報が読み取れない納付書

## 滞納を厳しく処分

tax information and news



**滞納**は、滞納者にとって延滞金や督促手数料、滞納処分といった不利益の元ですが、町にとってもその整理に多くの費用がかかります。この費用は、貴重な町税などの収入で補われており、滞納者が期限を守って納税していれば、費やさなくて済むものです。経費削減のためにも、納期内納付にご協力ください。なお、納付が困難な場合は、本庁税務課で納税相談を行っています。

▶ 個人町県民税(普通徴収/特別徴収) ▶ 法人町民税 ▶ 軽自動車税 ▶ 固定資産税 ▶ 国民健康保険税 ▶ 入湯税 ▶ 町たばこ税 の滞納に対し、次のように厳しく滞納処分を行っています。

### 1 滞納すると… 高率の延滞金が加算されます

- ▶ 納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、条例で定める割合で計算した額の延滞金が加算されます。なお、延滞金がかかる場合は、完納後に延滞金の納付書が届きます。
- ▶ 延滞金の計算方法については、福智町公式HPで確認するか、役場税務課へお問い合わせください。

### 2 納期限を過ぎて未納があると… 督促状が届きます

法律により督促状を送付

- ▶ 納期限を20日過ぎても完納しない場合、法律により督促状が送付されます。
- ▶ 納期限を20日過ぎても完納しない場合、法律により督促状が送付されます。 ※納期限までに完納すれば督促状は届きません。

### 3 滞納が続くと… 財産が差し押さえられます

給与・不動産・自動車・売掛金などを差し押さえ

- ▶ 督促状発送後10日経っても完納しないとき、法律により、徴税吏員は滞納者の財産を差し押さえなければならないこととされています。督促状が届いたらお早めに納付されることをお勧めします。病気や失業など、やむを得ない事情がある場合は、税務住民課収納対策係にご相談ください。

問 役場税務課収納対策係 ☎ 22-3517

### ● 農業委員

農地の権利移動や転用の許可、農業委員会の意思決定権を持つ特別職の地方公務員として農地利用の調整、農業者の支援など地域の農業に深く関わり、持続可能な農業と地域社会の発展を支える役割を果たしています。

### ● 農地利用最適化推進委員

農業委員と連携し、担い手への農地の集積や遊休農地の発生防止解消や新規参入など主に現場活動を行う委員として農地の集積や遊休農地の発生防止・解消など地域の農地が最大限に有効活用されるように支援する役割を果たしています。

### 上野地区 [農業委員3人 推進委員2人]



### 赤池・市場地区 [農業委員2人 推進委員1人]



# 農業委員 紹介

## 農地利用最適化推進委員

町の基幹産業である農業を支える、2つの委員の顔ぶれが決定。3年間の任期で、担い手の高齢化や農地の有効利用など多くの課題解決に連携して取り組む22人を地区別にご紹介します。※赤池・市場地区の推進委員は後日紹介します。



### 伊方・弁城地区 [農業委員5人 推進委員3人]



### 金田地区 [農業委員2人 推進委員1人]



### 神崎地区 [農業委員2人 推進委員2人]

